

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（128）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2019年10月1日号）

小田中 聡樹 （東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2017年2月に生じた諸問題の中で前回に続いて「教育問題」と共謀罪を取り上げます。次回から2017年3月に生じた諸問題に入ります。）

（IV）鈴木大裕「結果責任の支配」の要旨。

①レーガン政権下（1980年11月当選）でアメリカが行ってきた、学力標準（スタンダード）と結果責任（アカウンタビリティ）を軸とした教育改革は、教育の弱体化と教育格差の拡大をもたらしてきた。

この改革は、①データとなる「学力」を「学力標準テスト」の点数とし、②教師の「指導力」を、テストの点数向上のためのテクニックや動作と置き換え、③「何を教えるか」を定めていた「カリキュラム・スタンダード」を、「何ができるようになるか」という「パフォーマンス・スタンダード」へと再定義した。

④現実にアメリカでは、各学校や各教員が学力標準テストの点数でランク付けされ、「結果責任」を果たせない学校は廃校となり、教員は職を追われるようになった。学校は、テスト対策主体の進学塾のようになり、市場化と民営化とが進むことで公教育の概念そのものの崩壊が起こっている。

⑤日本でも、民主党政権下で抽出式にされた全国学力調査が、第一次安倍政権下では全員参加の悉皆式に戻され、同時に規制緩和で学校別の成績開示が可能に

なったことで、学校は「塾化」し、テストの点数主体の学力観がいつしか教育を支配するようになってしまった。

⑥2016年8月に公表された中央教育審議会の「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」は、「教育課程において、各教科等において何を教えるかという内容は重要であるが、これまで以上に、その内容を学ぶことを通じて“何ができるようになるか”を意識した指導を求め、「何ができるようになるか」という学習到達度を強調している。このように、「カリキュラム・スタンダードからパフォーマンス・スタンダード」へと変型しようとしていることに危機感を覚える。

では、なぜ今、パフォーマンス・スタンダードなのか。全国学力テストの点数に基づく「結果責任」で学校と教員を徹底管理し、パフォーマンスの低い学校は廃校、教員は解雇に追いやられ、市場化された公教育は後戻りできない状況に追い込まれ、人間の教育は、益々貧弱なものになってしまうであろう。

つまり、教育現場に「アカウンタビリティ」（結果責任）を要求することが国家

としての責任だという、保守政府にとって安上がりで都合の良い考え方にすり替えられているのだ。

⑤ではこのような国家責任のあり方の推移は、いかにして生じたか。その背景にはアメリカ社会の右傾化がある。保守派は、シンクタンクを通してフレーミング（議論の枠組みの設定）を巧みに利用し、都合のよい議論を設定できるようになった。

その例としては、④福祉国家を「大きな国家」と呼び、税金を無駄使いしているように描いて批判する、⑤「チョイス」か「ノーチョイス」かと迫り市場型学校選別制を導入し、教育を受ける権利を保障する道を閉ざす、⑥「いかなる生徒も学ぶことができる」という否定のしようがないスローガンの下で、生徒には「言い訳無用」と尻を叩き、「落ちこぼれ」は教員の指導力のなさや叱咤し、政府が埋めるべき「教育機会の格差」は現場が埋めるべき「学習到達度の格差」と置き換えて教育現場の結果責任を求めたことなどが典型である。

(v) 以上の鈴木氏の指摘を参考とし、(1) 教育の本質、(2) 改定学習指導要領の狙い、(3) 教育改革の具体的形態、(4) 私たちと教育改革、の順で私見を述べることにする。

(1) 教育の本質について、①世界人権宣言（1948年採択）は、第26条で“教育に関する権利”の条項を規定し次のように定めている。

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。技術教育及び職業教育は、

⑥これ迄、アメリカの教育学者は、保守派の仕組んだこの「学習到達度の格差」の枠内で活発な議論を行ってきた。上記の例はいずれにしても「公の責任」から「自己責任」へと巧妙にシフトしていることが分かる。

自己責任と国家の責任放棄とは表裏一体である。国家が「自己責任」「国家責任」「結果責任」と叫べば叫ぶほど、国家の責任を問う国民の声はかき消されていく。

⑦「新自由主義的教育改革」は、データ主導型教育改革と呼ばれる。そして、そのデータをなすのが学力標準テストの点数である。

とするなら私たちが提供しなければ良いのだ。この運動に対し、テストボイコットは逃げることだという批判があるが、そうは思わない。新自由主義的教育改革に対する根源的な問いかけを社会に投げかける効果的な手段だと思うからだ。

一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての人にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相

互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

②これを敷衍するものとして、我が国の教育基本法がある。そこで、その第一章「教育の目的及び理念」の部分を見ることにする。

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の

③この二つの条文で共通して述べられているのは、「人格の完全な発展」「人格の完成」「基本的自由の尊重」「平和の維

精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所に置いて学習することができる、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条① すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②国民及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

③国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

持」「国際社会の平和と発展に寄与する態度の(涵養)」が教育の目的であるということである。

このことに付け加えて、教育基本法は、②幅広い知識と教養を身につけること、真理を求める態度を養うこと、⑤豊かな情操と道徳心を培うこと、③個人の価値を尊重すること、④主体的に社会の形成に参画すること、などを教育の目的・理念としている。

(2) 私は右のような教育の目的・理念は、日本国憲法の理念に合致したものであり、改定学習指導要領の評価基準に据えたいと考える。

以下に改定学習指導要領の評価に入るが、次の順序で私見を述べる。④本質、⑤内実、③結果として生じるもの、①私たちの課題。

④本質は、教育の市場化、つまり教育の新自由主義的改革である。

⑤ではその内実はなにか。

①選別と競争である。

その様相は、例えば、点数評価による生徒・教師・学校の選別と序列化であり、点数評価そのものの「方便化」ないし「相対化」である。つまり、点数が教育の本質（前述）から離れ、「選別」のためと方便として用いられている。AL（アクティブ・ラーニング）といい、パフォーマンススタンダードとされているものは、評価基準を「何を学んだか」ではなく「いかに学んだか」としているが、その評価は恣意的かつ主観的なものになる傾向を帯びる。なぜなら評価基準そのものが恣意的・主観的な性格のものだからである（なお本稿Ⅳ①参照）。

教育そのものの「教育産業への丸投げ」である（例えば、教材、参考書、テ

スト問題、授業方法、選別技術などの開発）。

③以上の結果として生ずるものは何か。教育の変質である。生徒、教師、学校の荒廃である。国家統制の強化である。教育格差の拡大である。

①以上の教育の変質・荒廃化に対し、私達（親・社会など）はどう対応すべきか。

学校・教育は社会の縮図である。とすれば、まず為すべきことは、社会をより良き社会（平和、自由、人権、福祉、平等な社会）にすることであると考ええる。教育だけが良くなるわけではないからである。

(3) 最後に若干の感想を記す。

①教育 EDUCATION とは、一人一人が持つ資質など個性を引き出し伸ばすことであると思う。

引き出し伸ばすためには、個性を見抜き、伸ばすための方法を考え、そして励まし、自信を持たせることが必要だと思う。

②フランスの詩人ルイアラゴンは、その詩「ストラースブールの大学」の中で、次のようなフレーズを残した。

「教育とは希望を語ること 学ぶとは誠実（ペイシエンス）を胸に刻むこと」

このフレーズの中に教育の本質が見事にうたわれていると考える。

Ⅵ (1) ①以上を書いた後に、三輪定宜（千葉大学名誉教授）「問われる戦後教育——歴史的意義とその解体を狙う『教育再生』」経済2017年3月号に接した。同論文は、まず戦後教育が「個人の尊厳」と最優先の原理とし、戦前・戦中教

育（戦争は教室から始まった）への反省を踏まえて制度として構築されたこと、その戦後教育が保守党の長期政権の下で、「逆コース」「復古的潮流」「教育の反動化」を経て、2013年以降の安倍内閣による「教育再生」政策の実行・総仕上げの推進という状況に置かれていることを説き明かしている。

②では「教育再生」の基本的特徴は何か。三輪論文によれば次の9点である。

④戦後教育改革の主体である1947年教育基本法と一体の教育委員会制度の廃止。当面、国と首長への従属、教育委員会の形骸化、首長主宰の総合教育会議の重視。

⑥民主的単線型学校体系（6・3・3・4制）の解体。差別的競争的複線型学校体系への転換（エリート教育を助長する小中一貫教育、中高一貫教育、高大接続、専門職業大学）

◎侵略戦争正当化・歴史認識修正等をめざす教科書検定・採択の強化。

④「愛国心」「伝統尊重」「公共精神」「規範意識」等の注入のための道德教育の「特別の教科」化、検定教科書使用、国基準による評価。

VII 共謀罪立法化への動き

(1) 最初に共謀罪立法化に対する法律家六団体の反対声明を取り上げる。なお、共謀罪は、2017年7月11日施行された。

①②2017年2月1日、刑事法研究者137名による反対声明が出された（2月3日赤旗）。

⑥その大要は次の通り。

◎改憲支持、選挙対策のための政治教育・活動統制＝18歳選挙権の統制。

①教員の国家管理の徹底（教員免許国家資格化、教師インターン制度、教員採用国家管理、「チーム学校」による教員管理、教員養成・採用・研修全過程を国家統制する「教員育成指標」の制定）。

⑧グローバル人材確保の学力競争激化（高校基礎学力テスト、エリート教育・選抜）。

⑨大学の自治統制・国家管理（教授会の事実上の廃止、学長専制、文系・教員養成系解体、防衛省主導の軍事研究）。

①教育予算・教育条件整備の後退（主要国最低の教育予算、40人学級の35年間放置）。

③右の特徴づけは、「教育再生」なる政策の持つ本質である復古的側面を鋭く抉ったものである。加えて、「教育再生」には、教育の市場化、つまり新自由主義的側面があるのではないか。

復古的側面と新自由主義的側面とは両々相俟って「教育反動化」「教育荒廃」を加速するであろうと考える。

(i) 犯罪対策にとって不要であるばかりでなく、市民生活に重大な制約をもたらす。

(ii) 反対理由として、④テロ対策立法はすでに完結している、②国連国際組織犯罪防止条約の締結にとりこのような立法は不要、⑤捜査権限の濫用のおそれがある、③治安の悪い国の真似をする必要

はない、㊸有効なテロ対策は、武力行使より交渉によって解決するべきである。なお、早期からの捜査を可能とし、市民が通信傍受され、歯止めのない捜査権限の拡大につながる。

㊹㊸2017年2月7日、全労連は、共謀罪に反対する声明を橋口事務局次長名で出した。

㊹その大要は次の通りである。

㊹共謀罪は、実行行為を処罰するという刑法の基本的原則を破壊し、民主主義の土台を揺るがす。

㊹テロ対策というが、現行法で摘発は可能。

㊹労働組合や市民団体も捜査の対象とされ、密告社会を作り出す。

㊹「戦争する国」づくりと一体の共謀罪は断じて許されない。

㊹同年2月9日、国民救援会中央本部も反対声明を出した（2月10日赤旗）。

「共謀罪は、思想・信条・内心の自由を侵し、近代刑法の大原則に反し、まさに治安維持法の現代版、金田法相の辞任を求める。」

㊹2017年2月27日、「共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会」（自由法曹

団、青年法律家協会弁学合同部会、社会文化センター、日本国際法律家協会、日本民主法律家協会、日本労働弁護団）は、共同声明を出した（2月28日赤旗）。

㊹その大要は次の通り。

㊹国家刑罰権の著しい強化を狙うもの。権力行使が容易になり、市民の内心の自由、正当な言論の表現を侵害する危険が極めて高く、憲法に違反する。

㊹政府が目的とする「テロ防止」は、すでに批准している13の国連条約と国内の現行法で十分である。市民のテロに対する不安に便乗して共謀罪成立を強行することは許されない。盗聴法の拡大と司法取引が導入されたことは、新設され強化された捜査権とあいまって、むしろ過去の法案よりも人権侵害の危険性が飛躍的に高まっている。

（2）共謀罪については後に取り上げる。

（以上で2017年2月に起きた諸問題を終了する。次号より2017年3月に入る。）

（2017年10月20日攔筆）